

復興大臣 高 木 毅 様

**飯舘村の復興・再生に係る
要 望 書**

平成 27 年 11 月 5 日

福島県相馬郡飯舘村長 菅 野 典 雄

飯舘村の復興・再生に係る要望書

あの忌わしい原発事故から早くも4年7か月が経過した。国による直轄除染の遅れに伴い、本村の復興・再生は大幅に遅れているのが現状である。村としては一日も早く帰村できる環境、つまり除染・インフラなどを整備し、村民に具体的な帰村の時期を示し、加えて帰村後の生活や生業等の不安を少しでも解消させなければならない。

現在、村の復興計画（第5版）を策定し、復興・再生について、村民にできるだけ先行きが見透せるよう、雇用を含めた新たな産業振興策やインフラ整備、暮らしや教育環境などについて、精力的に取り組んでいるところである。

については、村の復興・再生を加速化させるため、下記事項について要望する。

記

1. 「深谷地区」復興拠点エリア整備事業の支援について

復興にあたって、新たな村づくりの拠点（シンボル）として、道の駅や同駅に併設する情報交流施設「までい館」、「花卉展示栽培施設」、「コンビニエンスストア」、「復興住宅」、「多目的交流広場」などを計画しており、各事業に対する国の全面的な支援を行うこと。（主な事業内容は、別紙のとおり）

2. 生活支援制度の確立について

避難指示解除後の生業(営農や商工業の再開等)については、賠償が打ち切ら

れた後、再開にあたっては風評被害等も予測されることから、再開に向けた道のりは極めて厳しいものと思われる。

については、避難指示解除後の営業再開に向けた村民の意欲を高めるためにも、解除後の生業については、国において一定程度の減収分を補てんする制度を早期に確立すること。

3. 仮設・借上げ住宅の一定年度の継続支援について

現行の災害救助法の制度ですと、避難指示が解除された場合、解除後1年間に限って支援されることになっているが、1年間ですと将来の身の振り方の判断ができかねるため、3年程度の猶予期間を設けること。

4. 農地の保全管理に対する支援について

除染後の農地は、地力が落ち直ちに作物が栽培できる環境にはない。したがって、肥培管理などによって地力がつくまでの期間、農地を荒廃させないための保全管理に対する支援を行うこと。

5. 里山再生のための長期的な支援について

国においては森林の除染は計画しておらず、村民の多くは帰村しても裏山の放射線量が高いことが不安で、帰村を躊躇している。少なくとも「里山」といわれる範囲は、除染を兼ねた森林の再生整備(除伐・間伐など)は欠かせない。このことが帰村を希望する村民の不安解消にもつながると思われる。

については里山整備のための村による事業展開に対し、中長期的な財政支援(例えば10年間程度を継続し、地方交付税による財源補てん措置)を行うこと。

6. 除染の徹底について

現在、国による直轄除染が進められているが、除染の際の線量基準が定められておらず、除染後の線量に対する村民の不安が大きい。特に住居周辺の高線量箇所(ホットスポット)については、再除染を実施するなど村民の不安を取り除くこと。

7. 住宅リフォームによる廃材の処理について

避難指示解除時期を見据え、帰村に向け住宅のリフォームを計画している村民が多くなっている。ところが、放射線量を理由に住宅の解体やリフォームによる廃材を受け入れる業者が極めて少ない。については、国(環境省)の責任でリフォームの廃材を処理できるよう早期に対応すること。